

## 委員会提出議案第 1 2 号

### 福祉事務所及び児童相談所における職員の充実等の整備を求める決議

本市の生活保護行政は、昨年秋以降の経済・雇用情勢の悪化により、相談件数及び要保護者数が激増し、現場で保護業務を行うケースワーカー 1 人当たりが担当する世帯数が法定の標準数をはるかに上回っている状況にある。さらに、被保護世帯においては、生活困窮だけでなくアルコールや薬物への依存、ドメスティック・バイオレンス等の問題を抱え、専門的な知識や技術に基づく相談や支援を必要とするケースの増加が顕著となっている。

一方、児童福祉の分野でも、児童虐待に関する相談件数が年々著しく増加するとともに、その内容も多様化・複雑化しており、児童相談所の相談・指導機能の一層の強化が求められている。

こうした状況から、福祉事務所において生活保護を担当するケースワーカーの負担を軽減し、生活保護の適正な実施や被保護者の自立の助長、専門的な相談や支援などを可能とする体制を整備するため、ケースワーカーの増員や専門職員の充実と職員の資質向上を求めるものである。

併せて、児童虐待ゼロを目指し、児童相談所の児童福祉司、児童心理司などの専門職員の増員、職員の専門性の向上や関係機関との連携の強化に努め、すべての子どもが心身ともに健やかに育つことのできる環境を整備することを求めるものである。

以上、決議する。

平成 2 1 年 1 2 月 1 8 日提出

さいたま市議会保健福祉委員会

委員長 上三信 彰